

10の項(4) 高速度撮影可能な映画撮影機、各種カメラ又はその部分品

[政令]

10の項(4) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品
(2の項の中欄に掲げるものを除く。)

[省令] 第9条第八号

[] : 告示貨物

高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの

1 水中用に設計していないもの

2 水中用に設計したもの

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものであって次のいずれかに該当するもの

1 水中用に設計していないもの

2 水中用に設計したもの

(三) 第三号イ又は第14条第七号に該当する固体の光検出器を組み込んだもの

ロ 次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(一) 映画撮影機であって、幅が8ミリメートル以上16ミリメートル以下のフィルムを用いるもののうち、撮影速度が1秒につき13,150こまを超えるもの

(二) 機械式のものであって、画面の高さが36ミリメートルのこまを撮影する場合の撮影速度が1秒につき1,000,000こまを超えるもの

(三) ストリークカメラであって、次のいずれかに該当するもの

1 機械式のものであって、撮影速度が10ミリメートル毎マイクロ秒を超えるもの

2 電子式のものであって、時間分解能が50ナノ秒未満のもの

(四) 電子式のフレーミングカメラであって、撮影速度が1秒につき1,000,000こまを超えるもの

(五) 電子式カメラであって、次の1及び2に該当するもの

1 シャッター速度が1マイクロ秒未満のもの

2 信号の読出速度が1秒につき125こまを超えるもの

(六) モジュール式の構造を有する映画撮影機、機械式のカメラ、ストリークカメラ、電子式のフレーミングカメラ又は電子式のカメラに使用することができるプラグインユニットであって、(三)から(五)までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの